

令和2年3月26日

地域密着型サービス運営推進会議代替資料の公表

厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第108条の規定に基づき、令和2年3月23日に運営推進会議を開催するところ、新型コロナウイルス感染症の流行を理由として面会謝絶を2月27日に決定したので、これを中止、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えます。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業所及び事業主体の概要

【事業所】 ゆうなぎ九十九里

(認知症対応型共同生活介護 通称：グループホーム)

(介護保険事業所番号) 1275900213

(所在地) 〒283-0102 千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1

電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335

(開設年月日及び共同生活住戸と利用定員)

平成17年10月 1日開設、利用定員9人(一番館)

平成23年 4月 1日開設、利用定員9人(二番館)

【事業主体】

〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

(商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい)

(代表者) 代表取締役 萩原 将之

電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

運営推進会議の概要（当初予定）

日 時：令和2年3月23日 13時30分から14時30分

会 場：当ホーム二番館のリビングダイニング

出席者：運営推進会議の構成

当ホーム

- ・設置主体) 株式会社相生 代表者) 代表取締役 萩原 将之
- ・計画作成担当者 内山 貴司 (二番館担当、介護支援専門員)

委 員

- ・ 当ホーム入居者
- ・ 地域住民 (近隣の住民)
- ・ ちどりの会 (ボランティア団体)
- ・ 当町健康福祉課
- ・ 当町地域包括支援センター
- ・ 当町社会福祉協議会

(予定していた議題)

1. 入居者情報 (保険者、要介護度等)
2. 新型コロナウイルス感染症について
3. 平成31年度、令和元年度を回顧、将来への展望など

1. 入居者情報

① 保険者等

保険者	当町	茂原市	大網白里市	長生郡白子町	計
人数	15	1	1	1	18
増減	1	0	0	0	1

② 要介護度等

1月20日開催時とほぼ変化なし

2. 新型コロナウイルス感染症について

- ① 標準的予防策しか採り得る方策しかなく、インフルエンザ予防策と同じ手法にて、主として手指消毒の徹底等を実施。
- ② 標準的予防策の範疇ではないが、2月27日から3月11日まで、面会謝絶と決定し、案内を入居者ならびに家族、関係者に送付。当初3月11日までとするところを、3月31日まで延長（3月26日現在、25日に無期限に延長することを決定し、案内送付）。
- ③ 面会謝絶とあわせて、入居者の外出をとまなう行動を自粛。近隣のスーパーマーケットや、コンビニエンスストアにさえ入居者とともに訪ねることも自粛。
- ④ 定期受診等について、訪問診療を受けている入居者については平常通りの受診。医療機関の外来に通院する入居者については、国が医療機関に対して電話による診療等で処方箋を出すようにする取り扱いにしていることから、通院せずに処方箋を得て、薬の受領などを行っている。しかし、一部の医療機関においては、入居者本人の通院は要しないとするものの、代わりに役職員が訪ねるなどしてほしいとの指示があり、困惑することがある。国の取り扱いが医療機関によっては徹底されていない印象を受ける。
- ⑤ マスク、アルコール消毒液、ハンドソープなどの品薄感から、平常時と同様の入手は困難な状況にあり、会議開催予定であった23日時点においては、アルコール消毒液は残り1か月程度で在庫が払底、他はいずれも当面（おおむね2か月程度）の在庫は確保している。
- ⑥ 懸念していることは、既にコロナウイルスに感染はしているものの、発症していない場合、または発症していたとしても軽症で、コロナウイルスによるそれとは判別できない場合、それがクラスターとなって当ホームで蔓延しないか。
- ⑦ 一方で、第4四半期（1月から3月）、3月23日現在、インフルエンザの発症はゼロ。今回の事態を受けて、標準的予防策の徹底による副産

物としてのことであるならば、例年、徹底がなされていなかったという反証、傍証にもなり、極めて遺憾。

- ⑧ 今後、感染爆発など、事態の急展開等も予想されうる中、3月20日から22日の3連休など、観光地、行楽地等のかなりの人出が見られたという。こうしたことを鑑みると、弊社役職員の休日、休暇中の行動確認をする必要があるのか、検討を要するのではないか。
- ⑨ 上記⑦については、弊社役職員が現実感染して発症していない場合において、弊社が行動確認をする法令上の根拠がなく、また、役職員も確認に応じなければならない義務があるのか。
- ⑩ 終息が見通せない中、面会謝絶、事実上外出禁止によって、入居者のストレスはいかばかりか。混雑や、人ごみが見られなければ、海岸や公園等は外出先として好適ではないのか。

3. 平成31年度、令和元年度を回顧、将来への展望など

- ① 台風による強風や豪雨などで、長期、長時間にわたる停電が2回あって、大変苦労した。
 - (1) 9月9日、房総半島台風による停電
10日から12日まで、弊社、僚施設であるグループホームゆうなぎ白子（以下、ゆうなぎ白子）に全館避難
 - (2) 10月12日・13日、令和元年東日本台風
当ホームに直接的な被害は皆無であったが、ゆうなぎ白子が一昼夜にわたって停電し、当ホームへの全館避難を検討した
 - (3) 令和元年10月25日の大雨
当ホームに直接的な被害は皆無であったが、茂原市、佐倉市で大洪水、総武本線成東榎戸間で路盤流出、茂原市、千葉市緑区でがけ崩れ、停電
- ② これらを具体的に想定していたわけではないが、当ホーム並びにゆうなぎ白子では、株式会社マキタ製の充電式バッテリーで作動する電動工具を配備、常用。停電時に、照明、ラジオ、スマートフォンやタブレットの充電に使用。備えが良かった。
- ③ 当ホームがダウンしても、ゆうなぎ白子が平常稼働しており、全館避難できたことはよかった。
- ④ しかし、9月9日、房総半島台風による停電は、外房、内房、山武、海匝地区の広範囲にわたり、当ホームがダウンする中、ゆうなぎ白子が平常稼働していたことは単なる偶然であって、ゆうなぎ白子の存する長生郡白子町でも停電している場所もあり、ひいては、長生郡市で停電していなかったところが稀であったのであるから、素直には喜べない。

- ⑤ 当ホーム、ゆうなぎ白子、ともに災害でダウンしたことを想定したBCP（ビジネス・コンティニュー・プランニング：事業継続計画）の策定が急がれる。
- ⑥ 書面などで合意しているわけではないが、長生郡市内の中規模施設に避難してもよいとの申し合わせ程度の合意がある。平時において、こうした合意を協定レベルまで底上げ、複数施設と協定締結を目指すべきではないか。
- ⑦ 当町、地元、小関地区において、自助、共助の申し合わせ、災害時の役割など、密接に協議の場を設け、実現可能なレベルまで策定すべきではないか。
- ⑧ 今年度、発動発電機2機を導入し、1機は既にゆうなぎ白子に配備し、1機は3月中に当ホームに配備予定。いずれも、通信機器、パソコンなどの電源としても使用可能なインバーター機能を有するものを導入した。想定のいくつかには、冷蔵庫、コピー機やパソコンの使用、断水やガスの供給が停止していなければ、給湯器に電源供給して入浴の実施がある。なお、発電機の発電容量は、エアコンの稼働であるが、居室は1室に限られる。
- ⑨ 燃料はいずれもガソリン。ガソリンを入れた携行缶の適切な保管と維持管理を要するが、いざというときに使えないのでは困る。
- ⑩ 携行缶のガソリンは、定期的に、例えば3か月に1度程度、社用車の燃料として消費し、常に新しいガソリンを携行缶に補充することを検討している。

以上

<p>本件のお問合せ先 グループホーム ゆうなぎ九十九里 事業主体) 株式会社 相生 代表者) 代表取締役 萩原 将之 電話 0475-36-5711</p>
